厚木市文化会館改修事業に関する事業者との対話実施要領

# １　対話の目的

本市では、厚木市文化会館の改修に当たり、民間の資金とノウハウを活用し、施設の整備、維持管理を行うＰＦＩ事業による事業実施を目指しており、令和３年10月には、ＰＦＩ法の規定に基づき、実施方針を公表したところである。

ここで実施する事業者との対話については、本事業の公募条件及び公募に向けた課題等を整理するとともに、民間事業者の本事業に対する意見・要望等を把握し、事業実施に反映することを目的とする。

２　対話参加手続き

1. 対話の実施日等

厚木市文化会館改修事業に関する事業者との対話については、次のとおりとする。

* + - 1. 対話実施日

令和４年１月26日（水）　午前10時から午後６時

令和４年１月27日（木）　午後１時から午後６時

* + - 1. 場所

あつぎ市民交流プラザ（アミューあつぎ）会議室

厚木市中町二丁目12番15号

* + - 1. 申込期間

令和３年12月13日（月）から令和３年12月22日（水）午後３時まで

* + - 1. 申込方法

事業者との対話への参加を希望する事業者は、厚木市文化会館改修事業に関する事業者との対話申込書（様式１）に必要事項を記載の上、当該電子ファイルを電子メールで送信すること。電子メールの件名には【参加者名】〔厚木市文化会館改修事業に関する対話申込〕と記載すること。申込書の受領確認のため、提出した旨を電話で連絡すること。

* + - 1. 対話の実施方法等

1. 対話は、下記(2)で提出された意見・要望等に基づいて実施する。
2. 対話は１社（１グループ）あたり90分以内とする。厚木市文化会館改修事業に関する事業者との対話申込書（様式１）に示す実施日で対応可能な時間帯にチェックし、申し込むこと。なお、希望する日時にかかわらず、調整を行うことがある。
3. 担当者（申込者）以外で参加を希望する場合又は複数の企業等で参加を希望する場合は、厚木市文化会館改修事業に関する事業者との対話申込書（様式１）の「申込者以外の参加者」欄に記入すること。
4. 厚木市文化会館改修事業に関する意見・要望等の受付

厚木市文化会館改修事業に関する意見・要望等の受付は、次のとおりとする。

* + - 1. 意見・要望等の受付方法

意見・要望等は、厚木市文化会館改修事業に関する意見・要望等（様式２）に必要事項を記載の上、当該電子ファイルを電子メールで送信すること。電子メールの件名には【参加者名】〔意見・要望等〕と記載すること。意見・要望等の受領確認のため、提出した旨を電話で連絡すること。

* + - 1. 受付期間

令和３年12月13日（月）から令和４年１月14日（金）午後３時まで

３　厚木市文化会館改修事業に関する意見・要望等に対する回答の公表

意見・要望等に対する回答は、市ホームページで公表する。ただし、参加者の確認を受けた上、質問者の特殊な技術、ノウハウ等に関わり、質問者の権利、競争上の地位、その他正当な利益を害する恐れがあると考えられるものは公表しない。

# ４　参加申込書等提出先

厚木市 協働安全部 文化生涯学習課　生涯学習施設係（担当：大河内、石川）

　〒243-0018　厚木市中町二丁目12番15号　アミューあつぎ６階

電話：046-225-2833（直通）

電子メール：[0350@city.atsugi.kanagawa.jp](mailto:0350@city.atsugi.kanagawa.jp)

以上